

議題2 恵那市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 概要 道路運送法の改正に伴い、新たに運賃等を協議する場として「恵那市地域公共交通運賃協議会」の設置及び、地域公共交通会議における検討プロセスの追記に伴い、恵那市地域公共交通会議設置要綱を改正する

2. 法改正 資料2－2

3. 新旧対照表 資料2－3

4. 改正後設置要綱 資料2－3

乗合・乗用事業の協議運賃について

（道路運送法改正 令和5年10月1日施行）

中部運輸局 岐阜運輸支局
令和5年11月10日

今般の改正ポイント

1. タクシー事業の協議運賃制度創設

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）に係る協議運賃制度が新たに創設
地域の関係者間で協議を調えることで、柔軟な運賃設定が可能に

2. 運賃・料金の協議会設置について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業 共通】

関係者間で協議を調える方法について、従来の地域公共交通会議に替えて、協議会を設置

◇構成員…市町村（又は都道府県）・事業者・運輸局・住民代表

3. 公聴会等の実施について

【コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）及びタクシー事業 共通】

住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を実施

◇あらかじめ、公聴会の開催、パブリックコメント募集等の実施が必要

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法（昭和26年法律第183号）

乗合事業

【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。



【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

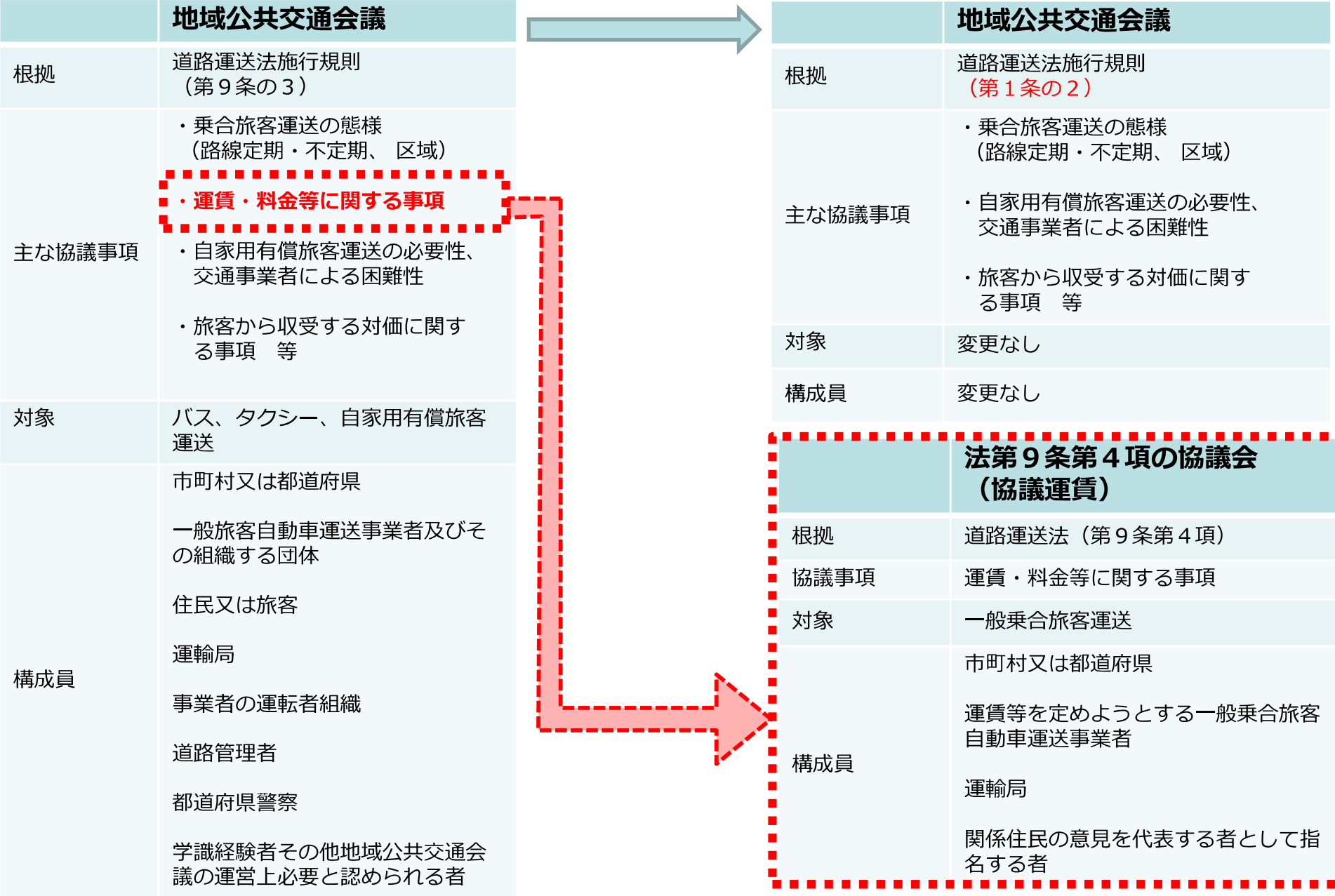
四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議



運賃・料金の協議会について

法第9条第4項（乗合）／第9条の3第3項（乗用）の協議会

根拠	道路運送法（第9条第4項／第9条の3第3項）
設置目的	今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送／一般乗用旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



公聴会の開催等について

道路運送法

市町村又は都道府県は、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載
(住民)
(利用者)
(利害関係者)



④アンケート調査
(住民)
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング
(利害関係者)

※ () 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法【第9条第5項（乗合）／第9条の3第4項（乗用）】を満たすものと考えられる。

運賃協議の流れについて(例示)

素案の検討

公共交通会議等で、運行計画等の協議とともに、運賃の素案を検討。



公聴会等の実施

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める。

意見募集の手法（例示）

- ①公聴会
- ②パブリックコメント
- ③市政広報誌への掲載
- ④アンケート調査+事業者団体ヒアリング
- ⑤自治体ホームページへの掲載

（注）③及び⑤については、意見の提出先を併記すること。



運賃協議会の開催

集約した意見とともに、運賃の内容を協議し、必要に応じて修正を加え、協議を調える。

協議会の構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②運賃等を定めようとする一般乗合／乗用旅客自動車運送事業者
- ③運輸局（支局）
- ④関係住民の意見を代表する者として指名する者

※設置規程の整理が必要。
書面協議も可能。



運輸支局へ届出

※実施日の30日前までに届出

恵那市地域公共交通会議設置要綱（新旧対照表）

新	旧
（目的） 第 1 条 （略） （協議事項） 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 （２）市運営有償運送及び公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 （３）公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項 （４）恵那市地域公共交通計画の策定及び改正に関する事項 （５）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 （交通会議の構成員） 第 3 条 （略） （交通会議の運営） 第 4 条 交通会議に会長をおき、恵那市副市長をもって充てる。 2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 4 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合、委任状（別紙）による代理出席は出席委員とみなす。 5 交通会議の議決は、前項の委任状による代理出席を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。 6 5 の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日国自旅第 161 号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（３）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。	（目的） 第 1 条 （略） （協議事項） 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 （２）市運営有償運送及び公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 （３）公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項 （４）恵那市地域公共交通計画の策定及び改正に関する事項 （５）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 （交通会議の構成員） 第 3 条 （略） （交通会議の運営） 第 4 条 交通会議に会長をおき、恵那市副市長をもって充てる。 2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。 4 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合、委任状（別紙）による代理出席は出席委員とみなす。 5 交通会議の議決は、前項の委任状による代理出席を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

7 交通会議は原則として公開とする。 8 交通会議の庶務は、恵那市まちづくり企画部交通政策課において処理する。 9 地域公共交通及び市運営有償運送、公共交通空白地有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、まちづくり企画部交通政策課を連絡・通報窓口とする。 第5条から第8条 （略） 附 則 この要綱は、令和7年1月28日から施行する。 別表第1 （略） 別表第2 （略）	6 交通会議は原則として公開とする。 7 交通会議の庶務は、恵那市まちづくり企画部交通政策課において処理する。 8 地域公共交通及び市運営有償運送、公共交通空白地有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、まちづくり企画部交通政策課を連絡・通報窓口とする。 第5条から第8条 （略） 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 別表第1 （略） 別表第2 （略）
---	---

恵那市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 恵那市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号。以下「法施行規則」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項及び、公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保を通じ、本市の交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる次の事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- （2）公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項
- （4）恵那市地域公共交通計画の策定及び改正に関する事項
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、法施行規則に定めるところにより、別表第1に掲げる者で構成する。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、恵那市副市長をもって充てる。

- 2 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 4 交通会議は、委員の過半数の出席により成立する。この場合、委任状（別紙）による代理出席は出席委員とみなす。
- 5 交通会議の議決は、前項の委任状による代理出席を含め、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 6 5の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 7 交通会議は原則として公開とする。
- 8 交通会議の庶務は、恵那市まちづくり企画部交通政策課において処理する。
- 9 地域公共交通及び公共交通空白地有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、まちづくり企画部交通政策課を連絡・通報窓口とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する為、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は恵那市まちづくり企画部交通政策課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の議事を運営する
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（守秘義務）

第7条 交通会議、幹事会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

- ・ 恵那市副市長、まちづくり企画部長、医療福祉部長、教育委員会事務局長
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- ・ 社団法人岐阜県バス協会
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- ・ 岐阜県タクシー協会東濃支部の代表者
- ・ 恵那市地域自治区会長会議の代表者
- ・ 恵那市壮健クラブ連合会の代表者
- ・ 市内県立高等学校 P T A の代表者
- ・ まちづくり市民協会の代表者
- ・ 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官
- ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- ・ 道路管理者管理担当課長
- ・ 岐阜県警察恵那警察署交通課長
- ・ 明知鉄道専務取締役
- ・ 市において現に有償運送を行っている特定非営利法人等の団体に所属する者のうちその代表者
- ・ 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

別表第 2 （第 6 条関係）

- ・ 岐阜県都市建築部公共交通課担当職員
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- ・ 中部運輸局岐阜運輸支局担当職員
- ・ 道路管理者管理担当職員
- ・ 岐阜県警察恵那警察署職員
- ・ 恵那市まちづくり企画部交通政策課長
- ・ 市において現に有償運送を行っている特定非営利法人等の団体に所属する者のうちその代表者
- ・ その他交通会議が必要と認める者

(平成18年9月15日国自旅第161号)

地域公共交通会議に関する国土省としての考え方について（抜粋）

5. 地域公共交通会議における協議

(3) 地域公共交通会議における検討プロセス

- ① 地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、地域の公共交通に関する基本的な考え方等を踏まえ、地域の移動ニーズに対応した交通サービスがどうあるべきか主体的に検討し、自家用有償旅客運送の導入の意向をもった上で、当該導入について提案した場合には、地域公共交通会議において、以下の検討プロセスにより、協議を行うものとする。

(イ) 自家用有償旅客運送の導入に関する提案についての協議

地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事その他の構成員による自家用有償旅客運送の導入に関する提案の内容について協議することとする。この場合、乗合タクシー等の地域の交通事業者による運送サービスの提供の可否についても、当該提案があった日から最長2ヶ月間程度の協議を重ねることとし、自家用有償旅客運送又は地域の交通事業者による運送サービスのいずれかについて、実施するとの結論に至った場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなし、それ以降の手続については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

(ロ) 協議で結論に至らなかった場合の市町村長又は都道府県知事による判断

2ヶ月の期間内に上記①（イ）のような結論に至らなかった場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が、設置要綱の規定に基づき、協議内容を尊重しつつ、自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行えることとし、自家用有償旅客運送を実施するとの判断がなされた場合には、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調ったものとみなし、それ以降の手続については、下記（ハ）～（ヘ）によることとする。

(ハ) 自家用有償旅客運送の実施内容についての協議

自家用有償旅客運送の実施内容（種別、運送主体、運行内容（路線又は区域）、利用者から収受する対価、実施時期等）について協議するものとする。（なお、これらの事項については、上記①（イ）に規定する「最長

2ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議において結論が出ず、上記①（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）

（二）自家用有償旅客運送の交通事業者に対する運行委託に関する協議

上記（ハ）で協議した自家用有償旅客運送について、交通事業者への運行委託による実施を協議し、委託可能との協議結果に至らなかった場合は、市町村又は特定非営利活動法人等による実施について、協議を行うこととする。（なお、運行委託による実施の可否等については、上記（イ）に規定する「最長2ヶ月間程度の協議」の中で協議することとし、この協議において結論が出ず、上記（ロ）に規定する「市町村長又は都道府県知事の判断」がなされる場合には、当該判断の対象に含めることを原則とする。）。

（ホ）更新登録における検討プロセスによる協議

現に実施されている自家用有償旅客運送に対して、提案者から、交通事業者による困難性が認められないとの意見を付した上で、具体的な提案を行う場合、提案者は現に実施されている自家用有償旅客運送の有効期間の満了日の4ヶ月前までに地域公共交通会議に提案を行い、上記（イ）～（二）に基づき検討を行うものとする。

この場合、地域の移動ニーズに対応した交通手段の安定的な確保の観点から、当該提案により提供される輸送サービスの持続性を踏まえ、自家用有償旅客運送の更新登録を行うことを含め、慎重に検討を行うものとする。

（ヘ）検討プロセスの運用

上記の検討プロセスの運用については、地域公共交通会議の設置要綱において、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議において議決されたものとする旨を、あらかじめ定めるものとする。

ただし、現に行われている協議の状況や段階等を踏まえ、検討プロセスに基づく協議結果は地域公共交通会議で議決されたものとする旨を、あらかじめ、議決することも可能とする。

②地域公共交通会議の主宰者たる市町村長又は都道府県知事において、地域の移動ニーズに対応した交通サービスの提供に向けた検討が必要であると考えているものの、市町村長又は都道府県知事その他の構成員が、具体的な交通サービスの在り方に係る意向を示していない場合においては、以下のプロセスによることとすることも可能である。

（イ）地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関する提案

地域の移動ニーズに対応した交通の導入に関し、具体的な提案（運行内容（路線又は区域）、運賃及び料金、実施時期が定められているもの。）を2ヶ月以内に提出するよう、地域公共交通会議から地域の交通事業者に対して求めることとする。

なお、期限内に具体的な提案がない場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（ニ）～（ヘ）を準用することとする。

（ロ）提案内容に関する協議

（イ）の具体的な提案について、地域の移動ニーズへの対応の観点から、地域公共交通会議に対して提案があった日から4ヶ月間の協議を行うものとし、実施するとの協議結果となった場合は、これをもって地域公共交通会議における協議が調ったものとみなす。

なお、4ヶ月間の期間内に実施するとの協議結果に至らなかった場合は、地域の移動ニーズに対応した交通に関し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であることについて、会議等の協議が調ったものとみなし、上記①（ハ）の協議を行うものとし、以降の手続は、上記①（ニ）～（ヘ）を準用することとする。